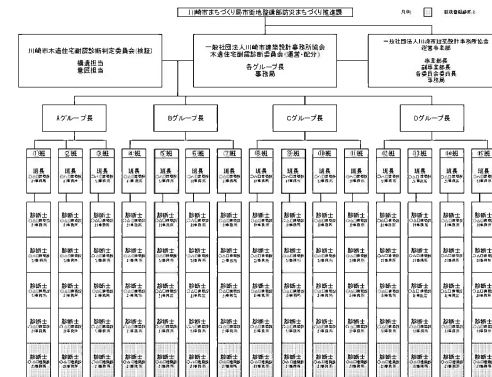


「診断士の実務」について

組織表について

川崎市木造住宅耐震診断委員会 組織概略図



「木造住宅耐震診断士派遣制度」

川崎市の無料で行う耐震診断に
「診断士」として派遣されるもの

「診断士の実務」について

一般診断の流れ

「木造住宅耐震改修助成制度」

助成制度を用いて行う耐震改修工事
の精密診断・補強計画・工事監理

一般診断の業務手順

一般社団法人川崎市建築設計事務所協会

●事前作業

1. 事務局より決定通知書が申請者及び班長(写し)に郵送される。
2. 班長は申請者に連絡し希望の調査日、所有権及び申請要件の確認のための書類、資料(図面、確認副本、検査済証)の有無、天井裏や床下の確認が可能かなどを聞いておく。
3. 班長は現地に行ける診断士を決め、調査日の調整を行い申請者に連絡する。

●現地調査

1. 申請者に川崎市木造住宅耐震診断士身分証明書を提示し自己紹介をする。
2. 所有権及び申請要件の確認
3. 事業対象の要否の確認(構造、階数、用途等を確認し対象外の場合申請者にその旨を説明する)
4. 申請者より建物の履歴についてヒヤリングを行う
 - イ. 火災、水害、蟻害、地震及び劣化の状況
 - ロ. 増改築の規模、年度、仕様について
 - ハ. 資料の確認 (図面、確認副本、検査済証その他)
 - ニ. 調査内容の説明(各部屋への立ち入り、写真の撮影の了解を得る)
 - ホ. 診断調査・説明済み確認書にサインをもらう(できるだけ申請者本人のサイン)
5. 目視による建物調査(あらかじめ同行診断士と作業分担を決めておく)
 - イ. 間取りのスケッチ(図面がある場合、申請者に同意を得て近くにコンビニ等があればコピーする。借りる場合は必ず借用書を出す)
 - 柱寸法、壁仕様(下地・仕上)、開口部種類(戸、窓、掃き出し、ランマ有無等)
 - ロ. 現地調査表に基づき劣化、仕様の調査
 - 外部、各部屋、天井内、床下及び劣化部分の写真を撮る
 - ハ. 目視による調査結果の説明をし、診断報告書持参の時期等説明しておく

●報告書の作成

- イ. 担当者(計算書の作成者)は報告書の記入方法に基づき報告書を作成する。
 - 班長、担当者用チェックシートによりチェックを必ず行い班長に提出する
- ロ. 班長は担当者より提出された報告書のチェックを必ず行いWS-1にその旨記入し各グループ長に提出し、判定会のチェックをうける。
- ハ. 判定会より返却された報告書に訂正事項があれば訂正を行い、班長はそれをチェックしておく。(班長が報告書を作成する場合もある)

●結果説明

- イ. 班長、担当者は申請者用報告書をもって診断結果及び改修助成制度を説明し診断調査・説明済み確認書にサインをもらう。(できるだけ申請者本人のサイン)アンケートについて説明し用紙に記入してもらい回収する。
- ロ. 班長はWS-1にサインし報告書を委員、事務局のいずれかに提出する。

●納品準備

- 判定委員会へ提出された報告書のチェックを行い必要があれば、報告書の訂正をしてもらい納品する。

以上

5

6

「診断士の実務」について 一般診断の報告書

報告書の表紙

木造住宅耐震診断結果報告書

【一般診断法】

申請者 川崎 太郎 様

整理番号 2-000 号

1. 姓名(氏名)記載欄
2. 所在地記載欄
3. 調査日
4. 調査時間
5. 調査時間(約)
6. 調査時間(約)記載欄(調査時間)
7. 調査時間(約)記載欄(調査時間)
8. 調査時間(約)記載欄(調査時間)
9. 調査時間(約)記載欄(調査時間)

年 月 日

川崎市まちづくり局都市建設課建設課(たまちづくり推進課) TEL: 044-200-3017

一般社団法人 川崎市建築設計事務所協会 TEL: 044-201-9201

7

8

5.耐震診断時の扱い

6.木造住宅の耐震診断書(計算書)

7.概算補強工事費の算定根拠

2-0008 耐震診断

5. 診断時の扱い

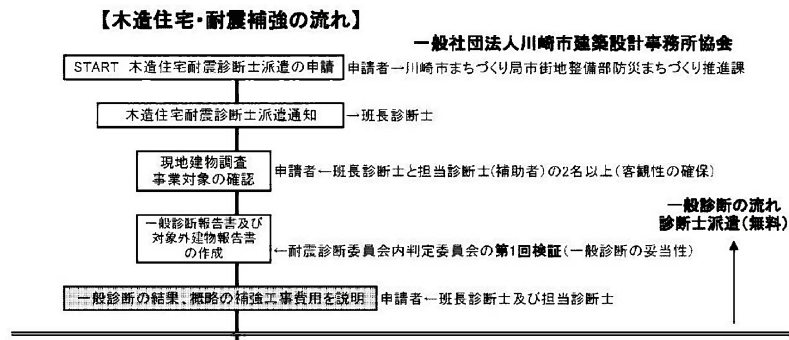
診断時の扱い	
耐震診断(構造)	1.00 2階建て <input type="checkbox"/> 4階建て <input type="checkbox"/> 6以上2階建て <input type="checkbox"/> 6以上3階建て <input type="checkbox"/> 2階建ての建物は耐震診断(構造)と見做す。1階建ての建物は耐震診断(構造)と見做す。
耐震診断(非構造)	1.00 一般の非構造部材については、2.00とする。非構造部材が2階以上の階に設置されている場合は、1.50とする。非構造部材が1階に設置されている場合は、1.00とする。
地震係数	1.00 昭和55年建築基準法施行令第22号による。
地震の種別	2階建て 一般の非構造部材が2階以上の階に設置されている場合は、2階以上の階に設置されている非構造部材の種別による。2階建て以下の場合は、1.00とする。
基礎の種別	II 独立、圧入、フランク基礎、及びそれらも含む基礎システムの基礎と見做す。
耐震診断の仕様	III 住宅用、非住宅用、いずれの種別も耐震診断の仕様による。
調査の範囲	<input type="checkbox"/> 全棟
	<input type="checkbox"/> 一部
	<input type="checkbox"/> 一部
	<input type="checkbox"/> その他
調査の範囲	<input type="checkbox"/> 概算サイズ ()
	<input type="checkbox"/> 概算サイズ ()
	<input type="checkbox"/> 概算サイズ ()
	<input type="checkbox"/> 概算サイズ ()
その他	<input type="checkbox"/> 概算サイズ ()
	<input type="checkbox"/> 概算サイズ ()

「診断士の実務」について

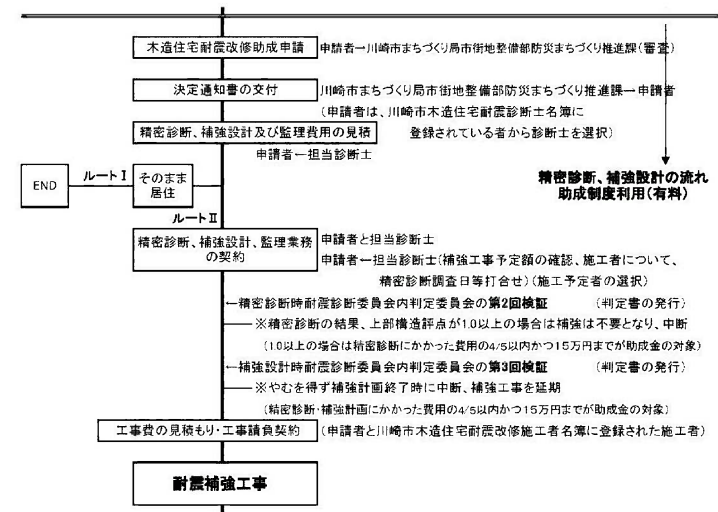
耐震補強の流れ

13

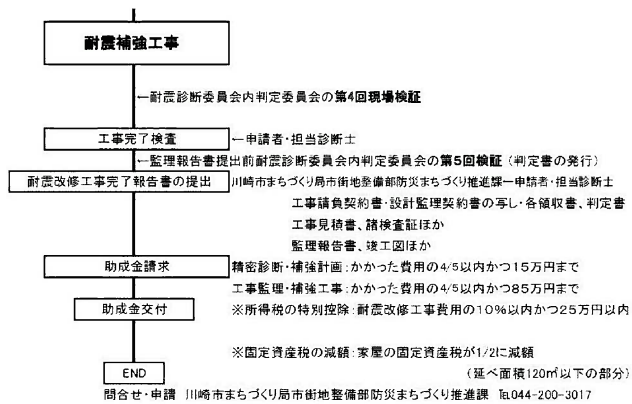
14



15



16



日本建築防災協会

2012年改訂版

木造住宅の耐震診断と補強方法